

四季防災館ネーミングライツスポンサー募集要項

1 目的

県有施設等に対し「新たな愛称を付ける権利」（以下、「ネーミングライツ」という。）の導入により、その対価を施設の運営やサービスの維持・向上のための財源に充てるとともに、県と民間企業との連携・協働を図るため、四季防災館のネーミングライツを取得するスポンサーを募集するもの

2 対象施設

名称	四季防災館
所在地	富山市惣在寺 1090 番地 1
施設の概要	別添のとおり

3 募集期間

令和 7 年 12 月 3 日（水）から令和 8 年 1 月 15 日（木）17 時まで

4 募集の概要

（1）応募資格

ア、イすべてを満たすものとする。

ア 法人であること。

イ 次の業種又は事業者該当しないこと。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する接客業務受託営業又は同法第 35 条の 2 に規定する特定性風俗物品販売等営業を営むもの
- ②たばこに係るもの
- ③ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く。）
- ④法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑤権利関係や取引の実態が不明確なもの（いわゆるマルチ商法（連鎖販売取引）やそれに類するもの、キャッチ商法（キャッチセールス）、催眠商法などの悪質商法等）
- ⑥事業の実施にあたり法令等の規定により、許可、認可、登録、届出等の手続が必要とされているもので、これらの手続がなされていないもの
- ⑦破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生若しくは再生の手続中のもの
- ⑧県から指名停止を受けているもの又は指名停止期間終了の後 2 年を経過しないもの
- ⑨指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しないもの

⑩県税を滞納しているもの

⑪その法人等の役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの

⑫その法人等の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

（2）提案金額

年額50万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

※提案金額を下回る応募も可。審査過程で総合的に勘案し判断する。

（3）契約期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）まで（5年間）

※契約締結日から契約期間の開始日前日までは、愛称の無料使用期間とする。

（4）新たな愛称にかかる条件

ア 次のいずれかに該当するものは、名称として使用できない。

①公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

②人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

③政治性又は宗教性のあるもの

④その他、名称として適当でないと認められるもの

イ 契約期間内の名称の変更はできない。

ウ 愛称の一部に「四季防災館」を用いること。

エ 法人等が命名する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の変更は行わない。

5 愛称の表示箇所（看板・サイン）等について（スポンサーのメリット）

（1）施設の愛称表示

ア 施設の愛称が表示可能な箇所は、原則、入口扉の文字ステッカー、建物2階渡り廊下の外看板、印刷物（チラシ等）とする。その他、施設敷地内に表示を希望する場合は県と協議すること。

イ チラシ等の印刷物は、愛称使用開始後に作成開始するものが対象となる。なお、スポンサーの費用負担により一部の既存印刷物の表示を変更することは可能とする。

ウ 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更すること。

（2）愛称の表示以外のスポンサーに付与するメリット

ア スポンサーの商品等の展示・広告スペースの施設への設置

イ 四季防災館ホームページへのバナー広告の掲載

ウ X、Facebook、Instagram の投稿へのタグ付け

ただし、いずれも県及び指定管理者と協議の上、施設の目的に反しないと認めら

れる場合に限る。

(3) メリット付与及び施設運営の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について提案すること。また、施設運営に関する提案も可能とする。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与及び施設運営の提案の可否等について、決定とするため、必ずしも提案の内容が認められる訳ではないことに留意すること。

(4) 愛称普及に向けた県の取組について

- ア スポンサー決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表する。
- イ 県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかける。

6 名称変更に伴う費用負担

- ア 施設の看板・サイン等設置にかかる費用はスポンサーの負担とし、デザイン、工事の方法等については県と協議のうえ決定する。
- イ 契約終了後の原状回復についてもスポンサーの負担とする。
- ウ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、スポンサーが必要な手続きを行い、これに伴う費用が発生する場合は、スポンサーの負担とする。
 - ①屋外広告物条例による規制が適用されるもの
 - ②道路標識等の案内表示における名称変更
 - ③行政財産の使用許可を受けなければならないもの（施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するとき）
 - ④その他、ネーミングライツ事業の実施により新たに費用が発生するもの例：リーフレットのデザインを刷新することにより発生するデザイン作成委託料等
- エ 次にかかるものは県の負担とする。
県のホームページ、県広報紙、県が発行するチラシの表示費用
- オ その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定する。

7 申込方法

(1) 提出書類の受付

- ア 受付期限 令和8年1月15日（木）まで（土・日・祝日を除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 提出先へ持参又は郵送 ※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、令和8年1月15日（木）必着とする。その場合、事前に郵送提出の旨を県担当まで連絡すること。
- エ 提出書類 次の書類（添付書類を含む）について提出願います。

- ・ 四季防災館ネーミングライツスポンサー申込書（別紙 1）
- ・ 誓約書（別紙 2）

（２） 質問の受付

提出書類作成について質問がある場合は、質問票を提出することができます。なお、回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。

- ア 受付期限 令和 7 年 12 月 15 日（月）まで（土・日・祝日を除く。）
- イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- ウ 提出方法 「四季防災館ネーミングライツパートナーの募集に関する質問票（別紙 3）」に必要事項を記載のうえ、電子メール又は F A X で送付してください。電子メールの件名は【ネーミングライツに関する質問】としてください。
- エ 提出先 富山県危機管理局消防課予防係
メールアドレス：ashoboka@pref.toyama.lg.jp
F A X：076-432-0657
- オ 回答日 令和 7 年 12 月 22 日（月）までに回答
- カ 回答方法 受け付けた全ての質問は、原則として質問者を特定できない内容で、県ホームページに掲載して回答します。

（３） 応募の失格事項

次の項目に該当した場合は、応募を無効とします。

- ア 募集要項に示した応募資格を満たしていないことが判明した場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 募集要項に示した条件に違反又は著しく逸脱した場合
- エ 選定の公平性を損なう行為があったと県が認めた場合
- オ 応募者による契約の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- カ その他不正行為があった場合

（４） 応募上の注意事項

- ア 複数申込の禁止
応募は、1 応募法人につき 1 点とします。
- イ 提案内容の変更の禁止
受付期間終了後の内容変更は認められません。
- ウ 提出書類の取扱い
提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。県は、スポンサー選定の結果の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- エ 応募の辞退
提出書類の提出後に応募を取り下げの場合は、「応募取下届」（任意様式）を提出してください。
- オ 応募に係る費用
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- カ 提出書類の著作権

提出書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は応募者に帰属します。ただし、県は、本事業に関する公表及びその他県が必要と判断した場合には、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

キ 情報公開

提出書類は、富山県情報公開条例（平成 13 年条例第 38 号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となります。

8 ネーミングライツスポンサーの決定手続

（１） 選定委員会の設置

県は、「四季防災館ネーミングライツスポンサー選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出書類について、審査基準に基づき委員会が審査し、評点の合計が最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。応募が 1 者のみであった場合も、選定委員会において審査した結果、優先交渉権者なしとする場合があります。

なお、選定委員会による審査及び議事内容は、応募者のノウハウ保護等の観点から非公開とします。

（２） 審査基準

審査基準及び点数配分は別紙 4 のとおりです。

（３） 選定結果等の通知及び公表

選定結果等については、すべての応募者に書面により通知するとともに、優先交渉権者名を公表します。なお、愛称や契約金額等の提案内容詳細は契約締結時に公表します。

なお、優先交渉権者以外の応募者の情報は、原則として公表しません。

選定結果等に関する問合せ及び異議については受け付けません。

（４） 次点候補者の地位

次点候補者は、その地位を、優先交渉権者との契約が締結されるまでの間、保持するものとし、優先交渉権者と合意に至らなかったとき、または優先交渉権者が辞退したときは、次点候補者が優先交渉権者に繰り上がるものとします。

9 契約の締結等

（１） 契約の締結

ア 優先交渉権者の決定後、県と優先交渉権者は本施設のネーミングライツに係る契約に向けた必要な協議を行い、その後、契約を締結することとします。

イ 愛称の周知・広報や掲示等に係る事前準備は、契約締結日以降に行うこととします。

（２） 契約の解除

募集要項で定める応募資格を偽るなどの不正行為により契約が成立したことが明らかになった場合、又は契約に規定する義務を履行しない場合、県は契約を解除し

ます。

なお、この場合、原状回復等に必要な費用はスポンサーが負担するものとし、スポンサーが既に納入した命名権料は、返還しません。

10 申込及び問合せ先

富山県危機管理局消防課（担当：吉岡、村井）

電話番号：076-444-4589（直通）

電子メール：ashoboka@pref.toyama.lg.jp

F A X：076-432-0657